

## 法令等遵守の徹底について

## 法令等遵守の徹底について

### 1 法令等

介護保険法、同施行法、同施行令、同施行規則、保健医療・福祉関係法  
労働関係法、大臣告示、局長・課長通知等 法律、政省令の全て及び  
該当する都道府県市町村の条例・規則を指す

### 2 遵守

- ・基本方針、人員基準、設備基準、運営基準等に沿った事業の運営
- ・規定された申請・届出・報告等の適切な提出
- ・契約の誠実な履行（利用者との契約・雇用労働者との契約・運営のための私契約等）

### 3 法令等遵守の徹底（介護サービス事業者としての内部統制）

#### （1）事業主体（法人）の責任

- ・法人代表者・役員・執行機関の法令等遵守に対する認識（法令等遵守責任者の選任）
- ・法令等遵守に対する方針（マニュアル・行動指針）の策定
- ・法令等遵守方針の法人内への周知
- ・事業所に対する適切な管理者等の配属  
⇒業務管理体制の整備

#### （2）指定事業所の責任

- ・人員基準に基づく人員配置（雇用労働者の資格の確認）
- ・施設・設備基準に基づく事業所・施設の設置
- ・運営基準に基づくサービスの実施（実践・記録・公表）

#### （3）法人内部の監理

- ・事業経営の内部統制（事業計画の作成→事業の実施→報告→検証→計画の見直し）
- ・内部・外部監査の実施
- ・計画→実施→報告→検証

### 4 法令等遵守に対する行政・保険者による確認（業務管理体制に係る検査）

- ・事業所に対する書面による検査・事務所等への立入検査

<法令等遵守が適切に行われていない・業務管理体制が有効に機能していない場合>

- ・改善の勧告・命令
- ・（悪質な場合）指定の取消・効力停止、組織的関与の有無の検証